

令和8年度八尾市国民健康保険 特定健康診査受診勧奨通知作成業務仕様書

1 業務名

令和8年度八尾市国民健康保険特定健康診査受診勧奨通知作成業務

2 業務の目的

本業務は、八尾市国民健康保険被保険者の生活習慣病予防と医療費の適正化等を図るため、特定健康診査の未受診者を特定健康診査の結果やレセプトデータ等の健診・医療情報にて分類分けし、効果的かつ効率的な受診勧奨を実施し、特定健康診査の受診率向上につなげる。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 提供データ

八尾市（以下「市」という。）は受託者に以下のデータを提供する。

(1) 特定健康診査データ

対象期間は対象者抽出用として令和5年度～令和7年度の3か年度分とする。

- ・健康診査受診者CSVファイル ・ ・ ・ 「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル ・ ・ ・ 「FKAC163」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル ・ ・ ・ 「FKAC164」

(2) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、対象期間は、対象者抽出用として令和6年4月診療分～令和8年3月診療分の24か月分とする。

- ・医科 ・ ・ ・ 「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ・DPC ・ ・ ・ 「22_RECODEINFO_DPC.CSV」
- ・調剤 ・ ・ ・ 「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

(3) 被保険者データ

- ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ ・ ・ ・ 「KD_IF015」

5 業務内容

(1) 対象者抽出用のデータ分析

受託者は市が提供する前項「4 提供データ」に定める各データ（以下、「健診・レセプト等データ」という。）を用いて本業務に資する次の条件を全て満たしたデータ分析を行う。

① 特定健康診査受診勧奨候補者リストの作成

受託者は、健診・レセプト等データを用いて、受診勧奨対象者の過去の受診結果等のデータ分析を行い、対象者に合わせたセグメント化や必要情報の一覧化等、受診確率が高いと考えられる特

定健康診査受診勧奨候補者リストを作成する。

ア 対象者の除外

受診勧奨対象者として適切でない被保険者（毎年受診者、がん、精神疾患、難病、認知症及び人工透析等）は、受託者にて除外する。

イ 受診勧奨対象者のセグメント化

受診勧奨対象者を、生活習慣病の投薬歴の有無で分類し、ありの場合は通院先の医療機関の個別健診実施の有無、なしの場合は令和4～6年度の特定健康診査受診状況等を判断し、セグメント別にグループ分けすること。なお、生活習慣病は糖尿病、高血圧症、脂質異常症の3疾病とし、グループ分けの詳細は以下のとおりとする。

対象者	年齢	直近1年生活習慣病投薬歴	通院先の個別健診実施の有無	過去3年間特定健康診査受診状況	セグメント
特定健康診査対象者	41歳～74歳	あり	あり	→	① 生活習慣病治療歴あり (個別健診対応機関)
			なし	→	② 生活習慣病治療歴あり (個別健診未対応機関)
		なし	→	不定期受診	③ 生活習慣病治療歴なし 特定健康診査不定期受診
			→	未受診	④ 生活習慣病治療歴なし 特定健康診査未受診
	新規40歳	→	→	→	⑤ 新規40歳の健診対象者
特定健康診査対象外	新規39歳	→	→	→	⑥ 新規39歳

ウ 必要情報

候補者リストに掲載する必要情報は以下のとおりとする。

- ・個人情報部分（記号・番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所等）
- ・個別健診対応機関への受診の有無及び当該医療機関名
- ・個別健診対応機関における検査受診状況
- ・過年度における健診受診状況

② 特定健康診査受診勧奨対象者の決定

市は、①の候補者リストに基づき、受診勧奨に適さない対象者を追加で除外し、最終的に決定した受診勧奨対象者リストを受託者に提供する。

③ 通知書による受診勧奨

ア 予定数量

受診勧奨通知は本契約期間中において2回実施し、合わせて36,000通を上限とする

イ 実施時期

1回目 令和8年9月末予定

2回目 令和8年12月上旬予定

ウ 通知書の内容

通知書の内容は、5（1）①イの各セグメントに応じた内容（全6種類）とし、マーケティングや行動科学、行動経済学等の根拠に基づいた手法を用いることとする。

なお、セグメント①については、当該対象者が通院する医療機関が個別健診対応機関である旨、及び当該医療機関名を記載する等し、個別健診の受診率向上に資する内容とすること。また、セグメント⑥については、次年度40歳になる方への特定健診受診の案内であるが、今年度は若年者健診の受診が可能である旨を記載すること。

なお、セグメントを分けた通知は1回目とし、2回目の通知（令和8年12月上旬）は、令和8年度の受診がまだ確認されていない人を抽出し通知する。

エ 通知書の様式

各セグメントにおける通知書の様式は以下のとおりとする。

- ・セグメント①②③④⑤⑥の全6種類

ハガキ（6面印字の3つ折り加工、圧着）、カラー印刷

- ・2回目通知

ハガキ（4面印字の2つ折り加工、圧着）、カラー印刷

オ 通知書の宛名印字

受診勧奨対象者の郵便番号、宛先、宛名は、健診・レセプト等データの情報を基に受託者が差込印刷するものとする。ただし、市にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受託者と協議のうえ決定するものとする。

カ 通知書の校正

受託者は、通知書のデザイン案を市に提供し、市は、校正の確認を行う。

なお、校正は最大3回とし、受託者は市の要望による修正を行うものとする。

キ 通知書の発送

受託者は、市が指定する時期までに対象者に発送するとともに、発送後速やかに、市に対し、対象者に送付した通知書（副）を市に納品する（※発送に係る全ての経費は委託料に含む）。

ク 成果物

次のものを成果品として提出すること。

- ①候補者リスト（電子データ（Excel形式））
- ②通知者リスト（電子データ（Excel形式））
- ③通知書サンプルデータ及び印刷した通知書（10部）

6 セキュリティ体制

データベースの作成を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りであること。

(1) 作業場の分割

データ分析を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。

(2) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証等の入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。

(3) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

7 実施体制

(1) 市と連携を密にし、円滑な事業運営に努めること。

(2) 受託者は、市の求めに対して迅速に対応できる体制を設けていること。

8 委託料の支払い

業務終了後、実施内容等を点検し、適当と認めるときは、委託料を支払うものとする。

9 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

個人情報の保護のため、プライバシーマーク等の公的な認証を受けているか、個人情報保護方針の策定や公表を行っていること。

10 効果測定

(1) 委託者は、本業務により特定健診受診勧奨はがきを送付した対象者に係る事業効果の検証について、翌年度において別途委託することができる。

(2) 前項の委託を行う場合における具体的な業務内容、実施方法、期間及び委託料その他必要な事項については、委託者及び受託者が協議のうえ、別途契約により定めるものとする。

11 データの管理及び目的外利用の禁止

本業務終了後、委託者の指示に従い、本件データを返還または消去しなければならない。ただし、前条第3項に基づき、次年度業務を受託する場合は、この限りでない。

12 その他

(1) 受託者は委託業務開始前に実施内容等について市と十分な打合せを行うこと。また市と受託者双方の求めに応じて実施期間中及び業務完了時期に報告書の提出をもって、実施状況の報告を行うこと。

(2) 事業実施に関する必要経費は全て委託費用に含めること。

- (3) 受託者は市からの委託であることを十分認識し、丁寧な対応をすること。
なお、対象者と本委託業務従事者間の苦情等の対応は、原則として受託者の責任で行うこと。ただし、市に引き継ぐ必要があるものは、直ちに市へ引き継ぐこと。また、事後処理については、市の指示に従うこと。
- (4) 事故等による責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、事故等が生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに市に報告すること。
- (5) 対象者から業務の内容に関する疑義の連絡があった場合は、市の調査に応じること。
- (6) 一括再委託は認めない。一部再委託を行う場合は、事前に書面提出にて市の承諾を得ること。
- (7) 事業の実施状況について市から照会があった場合には、速やかに報告を行うこと。疑義が生じた場合には、市に速やかに報告し指示に従うこと。
- (8) 事業終了後、当該業務に係る記録一式は市が保管する。ただし、委託期間終了後1年間は、受託者においても記録一式を保管すること。保管期間満了後は、事業者の責任において適切な方法により確実に廃棄すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、市と受託者で誠実に協議して定める。